斯くして今や日本電氣の爭議は組合対會社の爭鬪に轉換した。故に暴力的態度を取る資本家をして組合の盛りの前に屈從せしむべく而して我等が絶へず一層に呼ぶつゝある搾取制度の最も巧妙なる表現である賃銀二重制、及び廢止の貫徹のために戰ふべく我等は最後迄戰はねばならぬ。

親愛なる全労働者諸君!!我等は全力を擧げてこの勇敢なる罷業團と共同の戰線に立って辛労團員と分ち而してこの戰を勝利に終らせしめなくてはならぬ我等は常に國際的團結の威力を實現に示して團隨なる資本家階級の陣營を粉粹し彼等をして無産階級の國際的威力に戰慄せしめねばならぬであらう

親愛なる全労働者諸君!!我等は諸君の精神的、物質的の熱烈なる応援を希求して已まないものである。

希くは我等の戰線をして精神的に物質的に豐かならしめよ

大正十三年八月二十日

東京市芝区三田四國町二番地

日本労働總同盟關東労働同盟會

46号 13.8.27

寫

高秘第九九五號

大正十三年八月廿六日

警視總監 太田政弘

内務大臣 若槻禮次郎殿
東京警備司令官 菊池鎮之助殿
社會局長官 池田宏殿
京都、大阪、神奈川、兵庫、千葉、
愛知、山梨、栃木、茨城、各府縣知事殿
東京地方裁判所検事正殿

日本電氣株式會社従業員ノ労働爭議ニ關スル件

前報十三報

首題労働爭議既報后ノ状況左記ノ如シ